

報告第9号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び琴浦町個人情報保護条例の一部改正について

令和3年9月7日 提出

琴浦町長 小松弘明

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び琴浦町個人情報保護条例の一部改正について

令和 3 年 8 月 1 7 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和3年琴浦町条例第21号

琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び琴浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例

(琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年琴浦町条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の</p>

第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略	第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略
--------------------------------------	--------------------------------------

(琴浦町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 琴浦町個人情報保護条例(平成16年琴浦町条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。))第2条第2項に規定する政令で定めるものをい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。))第2条第3項に</p>

う。以下同じ。)を除く。)をいう。
以下同じ。)により特定の個人を識別
することができるもの(他の情報と
照合することができ、それにより特
定の個人を識別することができるこ
ととなるものを含む。)

イ 略

(3) 要配慮個人情報 個人情報保護法
第2条第3項に規定する要配慮個人情
報をいう。

(4)及び(5) 略

(訂正等の実施)

第27条 略

2 実施機関は、前項の規定により自己情
報の訂正等をした場合において、必要が
あると認めるときは、速やかに、当該自
己情報の提供先(情報提供等記録の訂正
をした場合にあつては、内閣総理大臣及
び番号法第19条第8号に規定する情報照
会者若しくは情報提供者又は同条第9号
に規定する条例事務関係情報照会者若し
しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正
に係る番号法第23条第1項及び第2項
(これらの規定を番号法第26条において
準用する場合を含む。))に規定する記録に
記録された者であつて、当該実施機関以
外のものに限る。))に対し、その旨を通
知するものとする。

規定する政令で定めるものをいう。
以下同じ。)を除く。)をいう。以下
同じ。)により特定の個人を識別す
ることができるもの(他の情報と照合
することができ、それにより特定の
個人を識別することができることと
なるものを含む。)

イ 略

(3) 要配慮個人情報 行政機関個人情
報保護法第2条第4項に規定する要配
慮個人情報をいう。

(4)及び(5) 略

(訂正等の実施)

第27条 略

2 実施機関は、前項の規定により自己情
報の訂正等をした場合において、必要が
あると認めるときは、速やかに、当該自
己情報の提供先(情報提供等記録の訂正
をした場合にあつては、総務大臣及び番
号法第19条第7号に規定する情報照会者
若しくは情報提供者又は同条第8号に規
定する条例事務関係情報照会者若しくは
条例事務関係情報提供者(当該訂正に係
る番号法第23条第1項及び第2項(これ
らの規定を番号法第26条において準用す
る場合を含む。))に規定する記録に記録さ
れた者であつて、当該実施機関以外のも
のみに限る。))に対し、その旨を通知する
ものとする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2条中琴浦町個人
情報保護条例第2条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律
の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第50条の規定の施行の日から施行す
る。